

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号
並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

2026年4月6日

朝日放送グループホールディングス株式会社
株式会社ABCフロンティア

2026年4月6日

(分割会社)

大阪市福島区福島一丁目1番30号
朝日放送グループホールディングス株式会社
代表取締役 西出 将之

(承継会社)

東京都港区浜松町二丁目3番1号
株式会社ABCフロンティア
代表取締役 井口 毅

吸収分割に係る事後開示書面

朝日放送グループホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ABCフロンティア（以下「承継会社」といいます。）は、2026年2月9日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2026年4月1日として、分割会社の民法上の組合（製作委員会名称・ABCコンテンツ製作委員会）の権利持分に関連付随する一切の事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、相互の間で吸収分割を実施しました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める書面に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日
2026年4月1日

2. 承継した権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社の民法上の組合（製作委員会名称・ABCコンテンツ製作委員会）の権利持分に関連付随する一切の事業に関する権利義務を承継しました。分割会社から承継会社が引き継いだ資産及び負債の額（概算額）は、次のとおりです。

資産の額 0円
負債の額 0円

3. 分割会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

本吸収分割については、会社法第784条第2項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

本吸収分割については、会社法第784条第2項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありませんでした。

(4) 債権者の異議

分割会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、分割会社は、会社法789条第2項及び第3項並びに定款第5条に

に基づき、2026年2月20日付で官報公告及び電子公告を行いました。

4. 承継会社における吸収分割の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求

承継会社の株主は分割会社の子会社である朝日放送テレビ株式会社のみのため、該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

承継会社の株主は分割会社の子会社である朝日放送テレビ株式会社のみのため、該当事項はありませんでした。

(3) 債権者の異議

承継会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、承継会社は、会社法799条第2項及び第3項並びに定款4条に基づき、2026年2月20日付で官報公告を行うとともに、日刊工業新聞において公告を行いました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日

2026年4月6日

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上